

八千代市庁舎整備基本計画 (素案)

平成30年〇〇月

目次

第1章 新庁舎の必要性和本庁舎の現状及び課題の整理.....	1
(1) 新庁舎の必要性.....	1
(2) 庁舎の現状及び課題.....	2
(3) 関連計画との整合.....	7
第2章 新庁舎整備の基本的な考え方.....	9
(1) 新庁舎整備の基本理念.....	9
(2) 基本理念実現のための考え方.....	10
第3章 新庁舎の機能・性能.....	13
(1) 市民の安心・安全を支える庁舎.....	13
(2) 市民サービスの向上を目指した庁舎.....	14
(3) 市民に開かれた庁舎.....	15
(4) 人や環境にやさしい庁舎.....	15
(5) 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎.....	17
(6) その他機能.....	17
第4章 新庁舎の規模.....	19
第5章 新庁舎の配置計画.....	19
第6章 事業計画.....	19

元号については、平成31年5月1日に改元することとされていますが、本計画策定時点では、新元号が決定されていないことから、「平成」で表記しています。そのため、平成31年5月以降の表記は、新元号に読み替えて適用をお願いいたします。

第1章 新庁舎の必要性和本庁舎の現状及び課題の整理

(1) 新庁舎の必要性

市では耐震性能が不足している市役所本庁舎旧館及び新館の耐震化への整備手法として、「新庁舎の建設」、「新庁舎の建設及び改修」、「改修」等の多方面から検討していましたが、

- 防災拠点として業務継続性を確保する必要がある
- 既存庁舎の改修では狭あい化等による利便性の低下等の課題への抜本的な対策が困難である
- 市庁舎の建替えに民間の資金やノウハウを活用した事業手法を適用することにより、事業費削減の可能性がある

の3点の理由から、本庁舎旧館及び新館を建て替えるとともに、同じく耐震性が不足している上下水道局庁舎と、分散して配置されているため利便性に課題がある教育委員会庁舎の機能を現庁舎敷地に集約する方針を決定しました。

以下に、新庁舎建設の方針決定までの経緯を記載します。

年 度	内 容
平成 23 年度	八千代市役所本庁舎等施設あり方検討委員会において市庁舎の耐震補強を行う方針が決定。
平成 24 年度	市庁舎耐震基本計画策定。
平成 25 年度	厳しい財政状況や義務教育施設の耐震改修等を実施したことなどにより、市庁舎の耐震補強着手には至らなかった。
平成 26 年度	
平成 27 年度	7 月 八千代市公共施設等総合管理計画策定。市役所庁舎の耐震化への対応について、耐震改修のほか、施設の建替え等の様々な手法について検討するとの方針を決定する。
	平成 28 年 2 月 平成 27 年度八千代市役所本庁舎等施設あり方検討委員会において、「まずは、本庁舎の耐震補強及び大規模改修工事を行い、その後合同庁舎化を含めた建て替えについて検討していく」との方向性を示す。

年 度	内 容
平成 28 年度	4 月 熊本地震が発生。震度 7 の地震が複数回発生し、耐震補強を行った庁舎も被災し、行政機能の維持に支障をきたす事例が発生。
	7 月 総務企画部総務課に市庁舎総合検討プロジェクトチームを設置し、市庁舎整備について再検討を開始する。
	8 月 第 3 回定例会において耐震補強及び大規模改修工事から方針転換し、市庁舎建替えに絞って検討を重ねていくと答弁。
	平成 29 年 1～2 月 市庁舎の整備手法について様々な視点から専門的見地による検討・調査を行い複数の整備計画案を立案することを目的とし、「庁舎整備手法等検討調査業務委託」を委託。併せて、調査業務委託をより精練されたものとするために、有識者 5 名により構成された八千代市庁舎整備手法等専門会議を設置。
平成 29 年度	平成 30 年 3 月 八千代市庁舎整備手法等専門会議から、庁舎整備計画案として、「新築」と「改修」を組み合わせた 4 案の整備計画案の立案を含めた報告書が提出される。
	平成 30 年 3 月 八千代市庁舎整備手法等専門会議の意見を踏まえ『八千代市庁舎整備手法等検討調査業務報告書』を作成。
平成 30 年度	4 月 新庁舎建設の方針を決定。

（２）庁舎の現状及び課題

①耐震性能と防災拠点機能の不足

市庁舎には平時の行政・市民サービス機能に加え、災害発生時における情報収集・伝達、関係機関との連絡・調整、対策活動の指揮、行政機能の維持など「司令塔」としての役割が求められます。特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓から、庁舎における防災拠点機能の重要性が再認識されていますが、現在の庁舎では耐震性能の不足等によりその機能を発揮できない恐れがあります。

平成 24 年度に実施した市庁舎の耐震診断により、旧館及び新館は大地震時に倒壊や崩壊の危険性が高い又は危険性がある建物だということがわかっており、対策は急務です。

上下水道局庁舎も必要な耐震性を有していない状況となっています。

表 1 耐震診断結果概要

庁舎	耐震診断実施	最低 Is 値
本庁舎（旧館）	平成 24 年	0.21
本庁舎（新館）	平成 24 年	0.35
教育委員会庁舎	平成 9 年	0.99
上下水道局庁舎	平成 22 年	0.46
本庁舎（別館）	新耐震基準	
本庁舎（第二別館）		

表 2 Is値について

構造耐震指数に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
Is 値が 0.3 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
Is 値が 0.6 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

また、市庁舎が災害発生時の対策拠点として機能するためには、建物の耐震性能だけでなく、電気・ガス・上下水道・通信といったライフラインが途絶しても業務を継続できるための機能が必要となります。

しかし、現状ではライフラインは多重化されておらず、本庁舎の非常用電源についても重要サーバや災害対策本部等の必要最小限の機能を最大 72 時間程度稼働できるだけであり、市民の安全を守る防災拠点機能の強化が早急に必要となっています。

②老朽化と保全費用の増大

本庁舎の旧館は築 50 年, 新館は築 43 年が経過し, 老朽化が著しい状況にあります。老朽化は, 外壁の剥落, 内装材の剥がれ, 雨漏りなど内外装の多岐にわたります。

さらに, 本庁舎旧館及び新館は, 空調設備機器をはじめとする各種設備の多くが庁舎新築時から一度も更新することなく使用されているため, 各所で不具合や故障が発生しています。特にトイレ等の給排水設備においては, 毎年のように不具合が生じる事態が続いています。老朽化による維持管理費の増大は, 財政負担軽減の観点からも改善が必要な状況となっています。



図 x 旧館及び新館の設備(左:温水ボイラー 右:冷房用ターボ冷凍機)

③狭あい化と利便性・効率性の不足

1969 年の本庁舎(旧館)の竣工以降, 本庁舎新館, 教育委員会庁舎(旧八千代郵便局)の取得, 本庁舎別館の新築, 第二別館の取得(旧千葉地方法務局八千代出張所)と人口増に伴う業務量の増加に応じ執務面積を増やしてきましたが, 時代の変化に伴い行政需要も変化するなど, 業務内容の変化, IT機器の導入, 保有書類の蓄積などによって執務空間はますます手狭となる傾向にあります。

また, 庁舎が分散していることから, 利便性, 効率性に欠ける状況となっています。

さらに, 狭あい化の進行は庁内動線も圧迫しており車いす利用者等に不便をかける状況となっています。

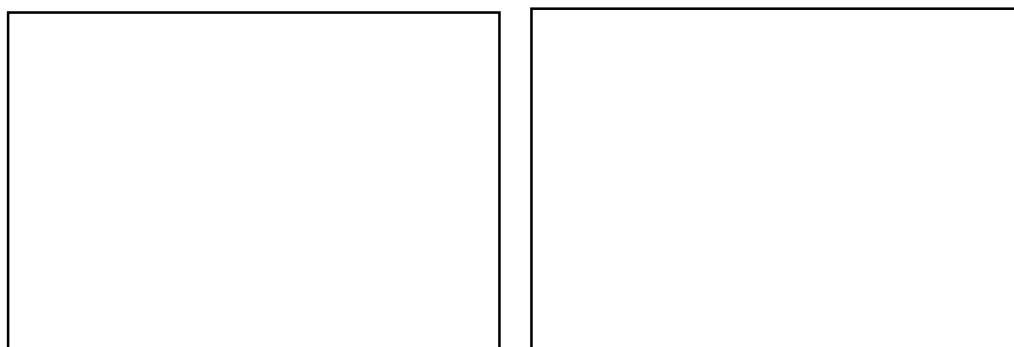


図 x 【現行の執務室・廊下の状況等を掲載予定】

④庁舎分散化と市民サービス等の低下

市庁舎は本庁舎、教育委員会庁舎、上下水道局庁舎と分散しており、手続き内容によっては、複数の庁舎に足を運ぶ必要があるなど、利用する市民にとって、不便かつ分かりにくいものとなっています。

また、職員にとっても、分散化により庁内の連絡調整や会議のための移動が発生するなど、業務の非効率化が生じています。



図 x 現庁舎機能配置

⑤ユニバーサルデザインへの対応不足

多機能トイレが設置されていない、十分な広さの授乳室やオムツ換えコーナーが無い、エレベーターが小さく出入口幅も狭い等、ユニバーサルデザインへの配慮が行き届いていない状況です。

庁舎は、様々な方が訪れる場所であるので、誰にでも使いやすい施設としなければなりません。特に高齢者、障害者、妊産婦、子ども等、身体的弱者への配慮が求められています。

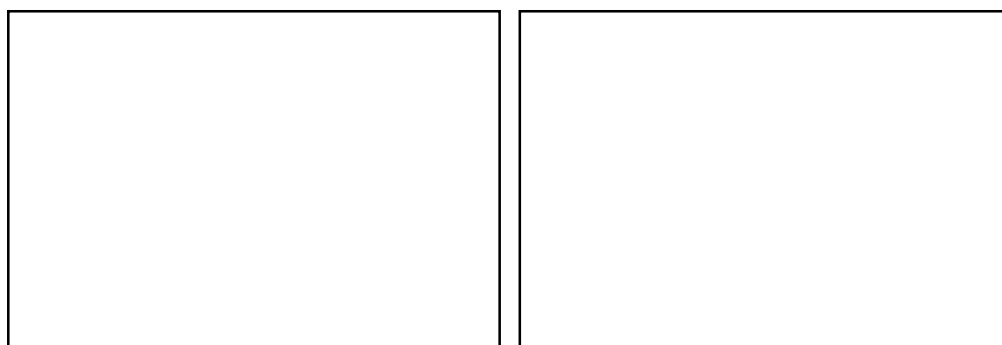


図 x 【エレベーターの写真等を掲載予定】

⑥ プライバシー・セキュリティ機能・安全性の不足

本庁舎旧館及び新館の窓口カウンターは廊下と近接しているため、窓口申請中の市民のすぐ横を人が行きかう状況であり、プライバシーが確保できていない状況です。狭あい化の進行により個室相談スペースも不足しています。

執務スペースと待合・廊下スペースはカウンター等で仕切られていますが、途切れている箇所があり、容易に執務室内に立ち入ることができる状況です。

その他にも、市庁舎内には、ロッカー等の什器で死角となるスペースがあり、セキュリティの確保に困難が生じています。

また、現庁舎駐車場は、歩行者用通路と車路が明確に分離されていないため、歩行者の安全確保が求められています。



図 x 本庁舎入口及び窓口

(3) 関連計画との整合

庁舎整備に当たっては、本市が掲げる関連計画の趣旨を踏まえた上で、整合を図りながら幅広く検討することが重要となります。

主な計画は以下のとおりとなります。

①八千代市都市マスタープラン（平成 26 年 3 月策定）

「八千代市都市マスタープラン」では、都市景観形成や公共施設のあり方について以下のとおり示しています。

第 2 章 都市づくりの基本方針

2-3 都市環境に関する方針／（2）都市景観形成の方針／①市街地景観

「不特定多数の来訪者を迎える公共施設は、デザインを工夫することによって、親しみのある施設となるよう努め、地区レベルで、歩道路面の材質や色彩、街路灯、サインなどのデザインを工夫するなどし、魅力あるまちづくりや個性あるまちづくりに寄与するよう努めます。」

2-4 都市防災に関する方針／（4）公共建築物

「公共建築物における災害時の対応は、施設利用者の安全を第一に考慮する必要がありますが、公共建築物の大半が災害時における避難・救護・復旧活動などの重要な拠点となるため、耐火性や耐震性に優れた建築物が求められます。災害活動拠点となる施設については、非常電源設備・通信設備・災害用井戸・備蓄庫の設置など、防災機能を持たせた整備に努めます。」

2-5 福祉に関する方針／（3）公共建築物

「不特定多数の人々が利用する施設では、特に出入口、廊下、トイレなどの段差を解消し、階段については、必要によって障害者対応のエレベーター・エスカレーターを設置など、高齢者や障害者などが安全に利用できることが求められています。本市では、市役所庁舎をはじめとする各種公共施設で、車いす用トイレ、障害者用駐車場（車いす専用）、車いす用エレベーターの設置などに努めていきます。」

2-7 公共建築物の整備と活用の方針／（1）行政施設の整備・活用方針

「市役所は行政機関の中心であることから、今後も市域の中央部である現位置とし、情報化時代のニーズに即した機能強化を図っていきます。」

②八千代市地域防災計画（震災編）（平成 27 年 2 月修正）

「八千代市地域防災計画（震災編）」では、市庁舎の整備方針として以下のとおり示しています。

第 2 防災拠点機能の整備・強化

1. 市庁舎の整備

「市庁舎にあっては、いかなる事態に際しても、市民の生命、身体及び財産を守るための防災対策の中核拠点として、機能し得るよう、耐震・耐火・耐水性能に優れるとともに、災害情報等の収集・分析・伝達を行う上で充実した情報処理設備を検討する。また、建物・設備の被災及び電力の供給停止の場合においても、最低 1 週間程度対策本部としての機能を果たせるようなバックアップ機能を有する設備・施設を検討する。」

第2章 新庁舎整備の基本的な考え方

(1) 新庁舎整備の基本理念

本基本計画においては、以下の5つの基本理念を掲げ、庁舎の課題と基本理念実現のための取組み方策を検討します。

I. 市民の安心・安全を支える庁舎
・災害時における防災拠点施設の役割を果たすことができる庁舎を整備する。
II. 市民サービスの向上を目指した庁舎
・様々な手続きや支援を提供する中核的な公共施設として、質の高いサービスを提供できる庁舎を整備する。
III. 市民に開かれた庁舎
・まちづくりの拠点施設、情報発信の拠点施設として、市民が訪れやすい明るい庁舎とする。
IV. 人や環境にやさしい庁舎
・老若男女、障がいの有無、国籍にかかわらず、利用する市民、サービスを提供する市職員の誰にとってもやさしさを感じる庁舎を整備する。 ・自然エネルギーの積極的な活用など、地球環境にやさしい庁舎を整備する。
V. 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎
・様々な行政需要の変化、将来的な公共施設の役割の変化などに柔軟に対応できる庁舎として整備し、維持、更新費を考慮した経済性に優れた庁舎を整備する。

(2) 基本理念実現のための考え方

新庁舎整備のための基本理念を具体化するための考え方を以下のように整理します。

I. 市民の安心・安全を支える庁舎

防災中枢拠点として高い耐震性の確保	● 庁舎に求められる耐震性の確保 ● 什器の転倒、移動防止対策 ● 天井等の落下防止対策
防災関連機能の強化	● 災害対策本部会議室の設置 ● 情報通信の多重化 ● 非常用電源設備の設置 ● 水源の確保 ● 備蓄倉庫の設置
セキュリティの強化	● 防犯機能の強化 ● 夜間・休日利用を想定したセキュリティ管理

II. 市民サービスの向上を目指した庁舎

分散している庁舎の集約	● 市民サービスの利便性や業務効率化のため、教育委員会等の外部庁舎を集約化
窓口機能や相談機能の向上	● 市民利用の多い窓口は低層に集約し、利便性の向上を図る ● プライバシーの保護に配慮した窓口や相談スペースの設置 ● 来庁者が快適に過ごせる待合スペース等の設置

Ⅲ. 市民に開かれた庁舎

使いやすい市民利用スペースの設置	● 来庁者の交流や憩いの空間，一時的な行政業務（投票所など）に利用可能な多目的スペースの設置 ● 市民協働スペースの設置 ● 多目的に活用できる広場等の設置
開かれた議会機能の確保	● 市民に開かれた，活発な議会活動の確保
市政情報などの情報提供スペースの設置	● 市政や地域活動などの各種情報を紹介する情報提供スペースの設置

Ⅳ. 人や環境にやさしい庁舎

ユニバーサルデザインへの対応	● 分かりやすく，スムーズな動線の確保 ● 分かりやすく，見やすいサイン計画 ● 多様な年代の方，障害をお持ちの方，子連れの方や日本語がわからない方に対し，施設利用に支障が生じない施設計画
職員が快適に働ける空間の構築	● 必要な執務空間の確保 ● バックヤードスペースの設置 ● 窓口対応職員用休憩スペースの設置 ● 更衣室，給湯室等の設置
環境負荷低減のための省エネルギー設備の導入	● 自然エネルギーの利用 ● 省エネルギー設備の導入 ● 再生可能エネルギーの活用

V. 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎

効率的な執務空間，会議室，倉庫等の整備	● 組織変更や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる執務スペースの設置 ● 利用実態に即した適正かつ使い勝手のよい会議室，倉庫，書庫等の設置 ● 転用可能な打合せスペースや作業スペースの設置
ライフサイクルコストの低減	● 維持更新やレイアウト変更がしやすい設計 ● 環境負荷が少なく，リサイクルが容易な材料の採用 ● 建物の長寿命化が図れる構造や材料の利用 ● 華美な意匠を排除し，建設費，維持管理費の抑制 ● 運用，維持保全の容易化（配管，機器更新等が容易にできるスペースの確保等）

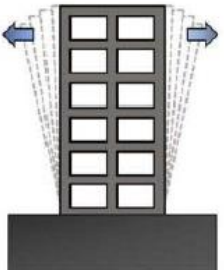
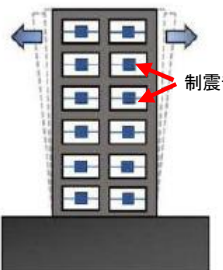
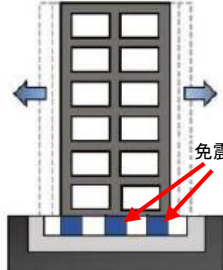
第3章 新庁舎の機能・性能

(1) 市民の安心・安全を支える庁舎

①防災中核拠点として高い耐震性の確保

新庁舎は、「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成19年12月 国土交通省）を満たす耐震性能にて整備します。（構造体Ⅰ類，建築非構造部材A類，建設設備甲類）

構造形式については，防災拠点としての機能維持やライフサイクルコストからの観点などから総合的に検討し，設計段階で専門家の支援を得て決定します。

	構造形式		
	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ図			
概要	構造物自体が地震に耐えるような強度（柱・梁等）で造られており，地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造。	建物に制震装置（ダンパー）を組み込んで，地震エネルギーを吸収することで，地震から構造物を守る構造。	構造物の基礎下に免震装置を設置し，建物を地面から切り離すことにより，建物に入ってくる地震力の伝達を低減させる構造。
効果	・地震エネルギーは，そのまま建物内に伝わる。 ・激しく揺れ，壁や家具等が損傷しやすい。	・耐震構造の70～80%程度に地震応答を低減できる。 ・激しく揺れ，什器・家具等の破損の恐れはある。	・耐震構造の半分以下に地震応答を低減できる。 ・揺れがゆっくりになるため，什器・家具の転倒を防ぐことができる。 ・但し，直下型など地震の縦揺れには効果が小さい。
維持管理	不要	ほとんど必要ないが，大地震後には臨時点検が必要である。	5年間隔程度の定期点検が必要である。
一般的な費用負担	3つの中で，最も費用負担は小さい。	費用負担は比較的大きい。	3つの中では，費用負担は最も大きい。

②防災関連機能の強化

- 災害時に災害対策本部室等に転用できる会議室の設置など、防災危機管理拠点施設としての機能を十分発揮できる計画とします。
- 災害時におけるノンダウン化を図るため、最低 72 時間以上の使用を想定した非常用発電設備を設置するとともに、電力の 2 回線引込を検討します。
- 災害時の断水に備え、耐震性貯留施設（飲料水確保のための貯留施設や、トイレ用水等に利用するための雨水貯留施設等）の整備を検討します。
- サーバルームはセキュリティ対策に加え、非常用発電設備からの優先電源供給を行います。
- 災害対策本部として必要な情報システムや情報通信設備を整備し、災害への備えと情報システムのバックアップや通信手段の多重化を図ります。
- 備蓄倉庫や非常参集職員用の仮眠室、シャワー室を設置します。

③セキュリティの強化

- 個人情報や行政情報などの外部への漏えいを防止するため、セキュリティの強化を図ります。
- 重要諸室の入退室には IC カードを用いる等、入退室管理を強化します。
- 窓口カウンターや受付カウンターなどの設置により、来庁者の立ち入り可能な場所を明確にすることで、情報漏えい防止を強化します。

（２）市民サービスの向上を目指した庁舎

①分散している庁舎の集約

- 教育委員会庁舎及び上下水道局庁舎を市役所本庁舎同一敷地内へ集約します。

②窓口機能や相談機能の向上

- 将来の市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、用途変更が可能な平面設計とします。
- 適切な窓口配置を検討し、利用の多い窓口を低層階に集約します。
- 相談室・ブースの拡充を図ると共に、窓口カウンターへの間仕切りや個室の相談室を設置し、プライバシー確保と個人情報保護に配慮します。
- 窓口周辺にキッズスペースや授乳室といった子育て支援スペースを充実させます。さらに来庁者の利便性を考慮し、金融機関の出張所や A T M 等の設置を検討します。
- 窓口カウンターは、高齢者や車いす利用者、こども連れの方等すべての人にとって利用しやすいローカウンターを基本とし、窓口特性、業務形態に応じてハイカウンター窓口を設置します。

(3) 市民に開かれた庁舎

①使いやすい市民利用スペースの設置

- 市民が気軽に立ち寄り、人と人の交流を生む、明るく開放的な空間を整備します。
- 市民が来庁時に懇談などができる待合機能や交流スペースを備えた空間を確保します。
- 100～150 (人数は再検討) 人程度を収容可能な多目的スペースを設置します。多目的スペースについては、イベントの開催、確定申告会場、期日前投票時等として活用するほか、市民に開放できるよう計画します。
- 1階エントランスは、休日等の業務が行われていない時間帯に、適切な管理のもとでイベント開催などに利用可能な空間として整備を検討します。
- 地域交流の活性化を図るためのイベントスペースとして、また、災害時の避難や救助活動スペース、応援部隊や物資の受け入れ等を考慮し、一定程度の広さを持った広場を計画します。
- 待ち時間に気軽に立ち寄れる市民レストラン、コンビニエンスストア等の設置を検討します。

②開かれた議会機能の確保

- 市民に開かれた議会とするため、議場は傍聴しやすい環境を整備します。
- 傍聴者以外の来庁者に対する情報周知のため、待合ロビー等での議会中継を可能とします。
- 議場には十分な席数を有した傍聴席と車いす用スペース及び記者席を設置し、難聴者補聴システムを導入します。
- 会派控室は、会派数の増減や人数変更に応じ、容易に変更できるよう整備します。
- 市民に分かりやすい議場システムを構築します。
- 議場整備においては、議会開催時以外での市民利用も想定し、必要な機能を整備します。

③市政情報などの情報提供スペースの設置

- 市政情報、地域情報等の様々な情報を共有できる情報提供スペースを設置します。情報提供スペースは市民に開放し、市民が共用で利用できる会議スペースとしても利用できるようにします。
- W i - F i の設置を検討します。

(4) 人や環境にやさしい庁舎

①ユニバーサルデザインへの対応

- 庁舎内外の主要な動線は、十分な幅員を確保するとともにバリアフリー新法に基づき段差のない計画とします。

- 案内表示は、すべての人にわかりやすいピクトグラム（ピクトサイン）を採用します。
- 案内板やエレベーター、各課案内など庁舎内外の主要な動線に即して誘導表示や音声案内、点字表示などを適切に配置し、障害者の来庁に配慮します。
- 子ども連れや障害者の利用に配慮し、オストメイトに対応した多目的トイレを適切に設置します。
- 乳幼児連れの来庁者に配慮し、トイレ内ベビーチェア、授乳室を適切に設置します。
- 市民利用スペースに磁気ループを設置するなど、聴覚障害者の市庁舎利用に配慮します。

②職員が快適に働ける空間の構築

- 少人数用の会議室・打合せスペースの充実を図り、ペーパーレス会議が可能な設備の導入を検討する。また、立った状態で打合せを行うスペースの設置も検討します。
- 窓口対応部署等において、来庁者の目に触れずに昼食等が執れるよう、バックヤードスペースを設置します。
- 災害時における非常参集職員の業務を考慮し、仮眠室として使用できる休憩室やシャワールームを設置します。
- 給湯室や更衣室を設置します。

③環境負荷低減のための省エネルギー設備の導入

- 省エネルギー、省資源に配慮した構造体や設備システムを導入します。
- 再生可能エネルギーを積極的に活用し、地球環境への負荷低減に配慮します。
- 太陽光発電や地熱利用、雨水利用など、自然エネルギーの活用を検討し、ライフサイクルコストの低減に寄与した環境にやさしい施設とします。
- 自然採光や自然換気をできるだけ取り入れ、省エネルギーに配慮した設計とします。
- 設備機器はＬＥＤ照明や節水型便器など、省エネ機器や長寿命機器を導入し、環境負荷の低減に配慮した施設とします。
- 緑地の整備や屋上緑化、壁面緑化などを検討する他、木材の積極的な利用を検討します。

(5) 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎

①効率的な執務空間、会議室、倉庫等の整備

- 執務室は組織変更等に柔軟に対応するため、間仕切り変更が容易なオープンフロアとし、関係部署間の連携が取りやすい配置構成を検討します。
- 床は原則として二重構造（フリーフロア対応）とし、高度情報化や将来の執務空間の用途変更に対応できるものとします。
- 全ての執務室において、庁内ネットワーク接続環境及びインターネット接続環境を整備します。
- 個人情報及び執務空間のセキュリティ対策のため、サーバールームの適正配置や入退室管理システムを導入します。
- 会議室は利用頻度や利用状況を考慮し、適正な規模・数量を確保し、かつ、稼働間仕切り等を採用することで用途に応じた空間が確保できるように整備します。
- 一部の会議室においては、プロジェクター、スクリーン及び音響設備を整備します。
- 全ての会議室に、庁内ネットワーク接続環境及びインターネット接続環境を整備します。
- ITを活用した相談（テレビ会議システムによる相談や新規システムの導入）等に対応するため、一部の相談室に庁内ネットワーク接続環境及びインターネット接続環境を整備します。
- 書類の収納量や閲覧頻度に応じた、書庫の整備・配置を行います。

②ライフサイクルコストの低減

- 華美な意匠を排除するなど、建設費を抑えた設計を検討します。
- 執務室を間仕切り変更が容易なオープンフロアとし、組織変更等の際にかかる費用の低減を図ります。
- ゆとりのある機械室、設備配管スペースの計画やスケルトン（構造体）とインフィル（設備等）を分離することで修繕更新費の低減を図ります。
- 中央管理システムの導入を検討し、施設運用状況、保守スケジュール、警報・故障履歴、保全費、修繕費、運用費などのデータを蓄積し、その内容を分析することで、効率的なメンテナンスを行い、修繕更新費の低減を図ります。
- 汚れ防止タイルや屋上緑化の自動灌水、省メンテナンス機器の採用などによって、維持管理費の低減を図ります。
- 高効率設備や省エネルギー設備の導入により光熱水費の削減を図ります。

(6) その他機能

①来庁者駐車場・駐輪場

- 来庁者駐車場として〇〇台以上の駐車台数を確保し、確定申告などの混雑時にも

対応できる駐車場を整備します。

- 歩車分離を順守し，安全に駐車，歩行できるように整備します。
- 駐車場出入口については，周辺道路に混雑が生じない位置に設けるとともに，敷地内に十分な滞留空間を確保します。
- 駐輪場は，庁舎に近接して配置し，混雑時には臨時駐輪場も設置できるよう検討します。

②公用車駐車場，職員用駐車場・駐輪場

- 公用車駐車場は，来客用駐車場と明確に分離し，混乱を招かないように配慮します。
- 職員用駐輪場は，利用者数に応じ適宜設置します。

第4章 新庁舎の規模

第5章 新庁舎の配置計画

第6章 事業計画